律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金（以下この項において「道府県民税所得割臨時交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあっては新地方交付税法第十四条第一項の規定により算定した額に当該指定都市の道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

2　平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

3　平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方法人特別譲与税の見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十九年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十九年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十八年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十九年度分の地方特例交付金の額の算定に係る新特例交付金法第三条第二項の規定の適用については、同項中「見込額」とあるのは「見込額（指定都市を包括する都道府県にあっては、当該額から、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を控除した額）」と、「見込額として」とあるのは「見込額（指定都市にあっては、当該額に、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を加算した額）として」とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四号

所得税法等の一部を改正する等の法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十三号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「ものを」を「もの（第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。）を」に改め、同項第三十三号の二を同項第三十三号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の四　源泉控除対象配偶者　居住者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が八十五万円以下である者をいう。

第二条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　控除対象配偶者　同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。

第七条第一項第二号中「国外源泉所得（」の下に「国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む。」を加える。

第十六条第三項中「及びその居所地の所轄税務署長」を削り、同条第四項中「及びその事業場等の所在地の所轄税務署長」を削り、同条第五項中「及び住所地（第二項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所地を有していない者については、居所地。以下この項において同じ。）の所轄税務署長」を削り、「その住所地」の下に「（同項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所地を有していない者については、居所地）」を加え、同条第六項中「に係る所得税」を「の所得税」に改める。

第二十条中「及び異動後の納税地の所轄税務署長」を削る。

第二十四条第一項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「）によるもの」の下に「及び株式分配（同法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配をいう。以下この項及び次条において同じ。）を、「分割型分割によるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該法人の株式分配（法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する適格株式分配を除く。）第五十七条の四第一項中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に、「同条第十二号の十六」を「同条第十二号の十七」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「資産が交付されなかつたもの」を「資産が交付されなかつた株式交換」に改める。

第七十九条第二項及び第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第八十三条第一項中「三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その居住者の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次条第一項において「合計所得金額」という。）が九百万円以下である場合　三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）

二　その居住者の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　二十六万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十二万円）

三　その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十六万円）

第八十三条の二第一項中「他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの」を「第二条第一項第三十三号（定義）に規定する青色事業専従者等」に改め、「第二条第一項第三十号（定義）に規定する」を削り、「（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満」を「が百二十三万円以下」に改め、「該当しないもの」の下に「（合計所得金額が千万円以下である当該居住者の配偶者に限る。）」を加え、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一　その居住者の合計所得金額が九百万円以下である場合　その居住者の配偶者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合計所得金額が八十五万円以下である配偶者　三十八万円